平成20年度第6回新宿区情報公開·個人情報保護審議会会議録

平成21年1月23日(金)午後2時新宿区役所本庁舎6階第2委員会室

1 開会

2 議事

- (1) 資料43 高齢者福祉情報システム処理データ項目追加について(諮問)
- (2) 資料44 訪問看護システムの変更について (諮問)
- (3) 資料 4 5 新宿区健康診査・がん検診実施に係る健康診査票等への印字委託について(報告)
- (4) 資料 4 6 歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布業務委託及び歯 科相談及びフッ化物塗布票封入封緘業務委託について(報告)
- (5) 資料 4 7 「患者の声相談窓口」事業の派遣労働者の受入れについて(報告)
- (6) 資料48 議会だより発行事業における個別ポスティング業務委託について (報告)
- (7) 資料49 新宿区個人情報保護条例の一部改正について (諮問)
- (8) 資料37 労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託について(諮問、報告)
- 3 その他
- 4 閉会

【会 長】皆さん、どうもお待たせをいたしました。どうも恐れ入ります。本年もどうかよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより平成20年度第6回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。 まず、資料につきまして事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【区政情報課長】区政情報課長です。

初めに、本日、お渡ししました報酬に平成20年分の源泉徴収票を同封させていただいております。確定申告等にお使いくださるようお願いいたします。

それでは、資料の説明をいたします。

事前にお送りしました資料としましては、平成20年度第6回情報公開・個人情報保護審議会 資料としまして、資料43、高齢者福祉情報システム処理データ項目追加についてから、資料49、 新宿区個人情報保護条例の一部改正についてまでと、資料37、労働環境モニタリング実施にか かる個人情報の本人外収集及び業務委託についてとなっております。また、第7回の開催通知 と資料を机上に置いてございますので、次回、お持ちいただければと思っております。また、 資料51につきましては整い次第、後日、お送りさせていただきたいと思っております。

資料についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

審議を始めます前に、本日の審議時間につきまして皆さんにご協力いただきたいことがございます。ご案内では午後4時までというようになっておりましたけれども、事情がございまして3時45分までにさせていただければと思います。15分ほど早く終わらせていただきたいと思いますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

【区政情報課長】よろしくお願い申し上げます。

【会 長】それでは、次第に沿いまして審議を進めてまいります。

資料43、高齢者福祉情報システム処理データ項目追加につきましてでございます。それでは、 よろしく説明のほどをお願いいたします。どうぞ。

【高齢者サービス課長】福祉部高齢者サービス課長でございます。

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

件名といたしまして、高齢者福祉情報システム処理データ項目追加についてと。この根拠といたしましては新宿区個人情報保護条例第16条第1項と、これによります。

それでは、資料のほうを1枚おめくりください。

事業概要というページがあろうかと思います。まず、本事業についての概要を説明させてい

ただきたいと思います。

今回、データ項目の追加に関しましては、事業名としまして一人暮し高齢者への情報紙の訪問配布等と、この事業に係る情報項目について追加させていただきたいということでございます。担当課は高齢者サービス課、目的といたしましては情報紙の訪問配布を行うことで、高齢者の安否確認・見守りの対象とすることにより、高齢者の孤独死防止を図るという事業でございまして、この事業につきましては昨年度から実施というようなものでございます。対象といたしましては区内在住の75歳以上のひとり暮らしの方を対象という形でございます。

なお、本件の内容、概要等については従前の本審議会にも事業開始当時、ご説明、ご報告という形でさせていただいております。そして、事業内容を簡単に書かせていただいております。 区内のひとり暮らし高齢者を対象に、高齢者向けの情報紙を毎月2回発行し、手渡しによる訪問配布を行うことにより、おおむね2週間に一度程度の安否確認と見守りを実施するというものでございます。これを現在、台帳管理という形でやっておりますけれども、今回、福祉情報システムのほうに、これらの対象の方々の情報についてのチェックをチェックボックスといいますか、印を入力していきたいということでございます。

次の資料にいきたいと思います。別紙として個人情報処理システム開発・変更関係という別 紙がついてございます。そちらについてでございます。

保有課、高齢者サービス課、登録業務の名称といたしましては、こちらに記載のとおりでございます。記録される情報の項目につきましては区内在住75歳以上のひとり暮らし世帯のうち、情報紙の訪問配布の対象者、これらの方々の住所、氏名、フリガナ、性別、生年月日、年齢、住民番号、これは基本項目としてでございますが、追加といたしまして訪問配布の有無、それから訪問配布担当者名、それから③としまして訪問時の対象者に配慮すべき事項ということを追加させていただきたいということでございます。記録するコンピューターといたしましては、福祉情報システムサーバー。

新規開発・追加・変更、この場合は追加になりますけれども、その理由につきましては窓口相談支援システムに追加することで、情報紙の訪問配布対象者で安否確認のための情報紙訪問を行っている、こういった方を相談の際に、通常、端末を使っておりますけれども、現在は端末には配布の有無の表示が出てきませんが、今回、追加することによってそれが確認できるということでございます。その追加の理由といたしましては、今のようなことでございます。

開発に関しましては区の職員がこの作業については行うということで、追加の時期につきま しては本審議会終了後、追加ということで予定しております。 以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろ しくお願いいたします。どうぞ。

【鍋島委員】配布する方は職員の方ですか。

【高齢者サービス課長】配布につきましては現在、シルバー人材センターとNPOへの委託という形になっております。

【会長】どうぞ。

【鍋島委員】この資料がシルバー人材センター等にいくわけですか。

【高齢者サービス課長】資料自体は既に台帳という形でいっています。ただ、今回のシステム 開発は区の職員が実際は窓口で高齢者の相談をいろいろな形で受け付けています。この事業だ け以外に、例えば特別養護老人ホームへの入所についての相談であったり、さまざまな相談を 受けている、その場で使っている端末、そこに配布の有無というのがわかるようになるという ことでございます。

【会長】ほかにありますか。どうぞ。

【副会長】配布が目的じゃなくて、どうも安否の確認ということが書いてあるんですが、実は安否じゃなくてもっとさらに何かを考えておられるというように思うわけですが、目的をはっきりやっぱりしないと、今、ちょっと鍋島委員からご質問が出たように、区の職員でない方がどんな情報を配布という名目のもとに何でも情報がとれるのか、情報をとる項目をやはりある程度限定しないといけないんじゃないですか。特に職員じゃなくてNPO法人ですか、そういうところに外部委託する可能性があるとすれば、もう少しそのあたりを気をつけたほうがいいんじゃないかと思います。

【高齢者サービス課長】このあたりは既に昨年度から実施ということでやっておりまして、今、副会長がご指摘のような点については、外に出るわけですので、十分留意して対応しているという形をとっております。ですから、今回のシステムがシルバー人材センターであったり、NPOが見られるということではございません。このシステム開発に伴う端末での確認できるというのは、区の職員の事務に使うということでございます。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは……どうぞ。

【林委員】そうすると今のお話のとおりだと思うんですけれども、目的の明確化ということが

大事だと思うんですけれども、やっぱり一番の目的は私が思っても、安否の確認をとるということの一つの手段として情報を提供するということに、情報紙といってもどんな情報紙かちょっとわからないですけれども、基本的には義務というよりも情報公開制度で義務づけられている義務ではなくて、区が任意に情報提供をしながら、本当のねらいは安否の確認だということで、ほかの目的もあるんでしょうけれども、そういうことになって民間委託するという、シルバー人材にしてもNPOにしても民間は民間ですから、委託書というものはどういうもので使われているんですかね。その内容もちょっとわからないんですけれども。

【高齢者サービス課長】情報紙という情報自体につきましては、いわゆる区の広報に載っているいろいろなお知らせといいますか、そういった中身であったり、独自に私どものほうの職員が実際、区内を歩いて取材した区内のちょっとした散歩のスポットであったり、栄養改善に役立つような献立表であったり、介護予防に役立つようなイラストを入れたコラム記事みたいな、こういったものを載せているというところでございます。

できた情報紙についての配布委託の委託書の中身という点につきましては、通常の月2回やっておりますので、その配布についてこことここに配布すると。その際にはこの事業自体が単なるポスティング的にただ表札とポストを見て、そこにポスティングするわけではありません。一度、そこのインターホンなり、ドアをたたいて、一言、二言の会話をして安否を確認してお渡しするというような事業内容ですから、そのような内容を行うようにというような内容になっております。

【会長】どうぞ。

【林委員】そうすると、端的に言うと情報はたまたま手段の目的化のために使うあれだから、なくてもあっても別になんでいいですよということになって、本当のあれは安否を知りたいと、これをシルバー人材センターの方々、NPOの方に安否を確認していただきたいということになってくると、問題がちょっとずれて、きょう、後のほうのテーマで出てくるから今言うのも何ですけれども、ケアの問題が出てきますね。そうすると、結局、ケアマネジャーの人だとか、例えばヘルパーの方だとかということと、シルバー人材の方にはこういうことができるのかどうかというのは、安否はある意味、そういうことの門外漢の方が行っても、本当に安否がわかるのかどうか、なおざりに報告されちゃって、生きていましたよということになっちゃうとあれなのかなと。だから、ここが後々にきょうのテーマで後に出てくるケアマネのほうの話と関連はどうなのかなと、ちょっとわからないんですけれどもね。

【高齢者サービス課長】まず、目的としましては、今、委員ご指摘のように安否を確認すると、

それから、あと、こちらのほうが知っていただきたい情報、これも通常、区の広報等でもお渡 ししていますけれども、さらにといいますか、ピックアップした形でお知らせすると、目的と してはその2つがあると。

それから、あと、今、非常に重要だということでご指摘いただいたその後のフォローといいますか、ケアですか、この点につきましては委託のほうは単に委託といいますか、配布ということで、その後の対応については新宿区の区内に地域包括支援センターまたは私どものほうの相談業務、この相談業務につきましても単にカウンターでの受け付けということではなくて、こちらから来れない方のところには出かけていくとか、様子が変だという場合には現地に赴くというような形での対応をしていますので、委託しているほうからは何丁目何番の何という方がちょっと変だからという、そういう情報だけをいただきたいと。

その後の対応については、今、申し上げましたような地域包括支援センターなり、区のほう で行うというような役割分担という形で行っております。

【会 長】どうぞ。

【林委員】そうすると、今のこれは個人情報保護法の話よりも、むしろ介護保険法の内容に適用されてくるいろんな条例に合致する問題になってきますので、むしろ、この行為そのものは意味があるのかなと、ただ、重複して仕事だけあって、NPOあるいはシルバー人材の方が仕事として動いていても、仕事にならないような中途半端な気もするんですけれども、そこら辺のところというのは先ほどの委員の方からも、要するにだれが手渡すかというような問題に最初入っていて、ちょっと問題が私は区民としては思うんですけれども。

【高齢者サービス課長】事業内容につきましては、いろいろな場でのご意見等をちょうだいしながら、今後、よりよい方向に変えていくなり、点検していくということは十分留意していきたいというふうに思っております。なお……。

【林委員】ケアマネジャーさんたちが行くのとは、後ほど出てくるテーマのあれとは重複するようなことではないんですか。

【高齢者サービス課長】重複はいたしません。同じような業務を介護保険の仕組みの中では実施していませんので、定期的に訪問して確認するということは……。

【林委員】介護保険法の中身も法律の中身は多少、今年度になって変わってきますから、この 行為自体が何かちょっとあれかなと、重複して中途半端な業務になっていくといけないような 気もするので、これはどちらかというと情報公開制度からの域から、むしろ任意ではなくて区 の義務化された形として提示するなら、目的をもうちょっと明確にしてやるべき仕事じゃない かなというふうに思われます。

【高齢者サービス課長】なお、今、事務局のほうからもあったんですけれども、事業の内容自体につきましては既にこちらのほうの審議会で了承はちょうだいしておりますので、ただ、いずれにいたしましても、今、ご指摘のような点については十分実際に事業を行っていく上では留意していきたいというふうには思っております。

【林委員】わかりました。

【会長】よろしいですか。

どうぞ。

【ひやま委員】ちょっと確認させていただきたいんですけれども、シルバー人材センター、そしてNPO等で配布をされますよね。安否確認をして、その辺はもう一度すみません、どちらに返ってくるんですか。

【高齢者サービス課長】このときに何かちょっと変だなというような情報があった場合は、法 人を通して地域包括支援センターのほうに入ります。

【ひやま委員】包括センターに入るんですね。

【高齢者サービス課長】私どものほうも新宿区区役所地域包括支援センターとありますので、 いずれにいたしましても地域包括支援センターに入るという形でございます。

【会長】どうぞ。

【ひやま委員】記録項目の中の追加項目で1番に状態とあって、訪問配布の有無としか書いてないんですね。そういった何か情報なんていうんですか、そういうような記載は残さないということでよろしいんですか。

【高齢者サービス課長】細かい実際に何か異変があった場合、どう対応したとか、どういう状況にあったかというようなところにつきましては、相談記録のペーパーのところに記載ということで、こういう端末的なところで載せるということは予定していません。

【ひやま委員】いわゆる今回のシステムのところには、そういう記載はしないということでよろしい……。

【高齢者サービス課長】はい、そうでございます。

【ひやま委員】わかりました。

【会 長】小菅委員、どうぞ。ご発言はよろしいですか。

ほかにございましたらどうぞ。

【鍋島委員】ちょっとわからなかった、委員の先生方に聞いて。そうすると、これが個人情報

に出されたというのは、新たに個人情報をNPO法人なり、シルバー人材センターにピックアップしたものを渡して、その人に行っていただくというのが個人方法としてどうかということではないんですか。

【高齢者サービス課長】今回、ご審議いただきたいのはその点ではございません。

【鍋島委員】そうすると、それはもうやったわけですか。ピックアップして渡しますよというのは、この間やったのか、ということでいいわけですね。そのとき、渡すNPO法人の名前も教えていただいたわけですよね。

【高齢者サービス課長】当時のちょっと記録がありませんのではっきりあれですけれども、改めてこの場でご説明いたしますとボラネット新宿というNPOになります。ボラネット新宿です。

【会長】ほかにございますか。

では、本件につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会 長】では、そうさせていただきます。林委員のご意見をどうぞいろいろ反映してください。

それでは、資料44にまいります。資料44の訪問介護システムの変更につきましてでございます。ご説明をお願いいたします。どうぞ。

【健康推進課長】健康推進課長の高橋と申します。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づいてご説明させていただきます。

件名は訪問看護システムの変更についてです。

まず、最初に資料に誤字がありまして、訪問看護システムの変更についてというところの次のページ、事業内容の1のところの訪問看護の2行目のところ、「主治医の支持・連携のもとに」の「支持」という字は、「指示」の間違いでございます。大変申しわけありません。それと、別紙の記録項目の1枚目の医療情報の下から2行目で「保健区分」の保健の健が「健」という字になっておりますけれども、医療保険、介護保険の「険」でございます。大変申しわけありませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

条例の根拠でございますが、個人情報保護条例16条1項ということで、電子計算機による個人情報の処理開発、変更で、これはシステムの変更でございます。

ページをめくっていただきますと、事業の概要というものがあります。これは訪問看護ステ

ーションの事業内容について書かせていただいておりますが、訪問看護ステーションにつきま しては、区民健康センターに訪問看護ステーションを置くという形で業務を行っているもので ございます。

目的はこちらに書いてありますとおり、在宅療養者の療養生活を支援し、心身の機能維持、回復、向上を図るということでございますが、こちらに書いてありますように介護保険、医療保険の訪問看護、そして居宅介護支援と、また介護保険の認定調査というのを訪問看護ステーションで行っております。実際に利用されている方についてはターミナルケアの方とか、医療的な機器をつけて処置が必要な方、また、リハビリ等が必要な方ということで、比較的介護保険利用の方につきましても健康保険の方につきましても、重度の方が多い状況になっております。本件の諮問にかかわるシステムにつきましては、この事業内容に書かせていただきました訪問看護のシステムについての変更についてでございます。

2の居宅介護支援、これはケアプランの作成ということで、訪問看護ステーションの訪問看護師がケアマネジャーとしてプランの作成やサービスの調整等を行っておりますが、本件につきましてはシステム変更については居宅介護支援については一応関連はございません。

次のページをごらんいただきたいと思います。

訪問看護システムの変更についてということでございます。このシステムの変更ということでございますが、こちらの新規開発・追加・変更の理由という4段目のところにも書かせていただいているんですけれども、現在、訪問看護のシステムについては訪問看護の計画ですとか、介護保険の報酬請求、医療保険の報酬請求、利用者さんの自己負担の請求といったことも含めて、システムを使ってやっているわけですけれども、現在のシステムがリース期間が終了ということです。現在のシステムは平成16年から稼動しております保健情報システム、これは健康部の業務、例えば成人健診とか母子保健ですとか、あと食品の監視ですとか、そういった健康部全体のシステムなんですけれども、そのサブシステムの一つとして訪問看護システムというものがありまして、それをリース期間が終了したために、新たなシステムを導入するというものでございます。

保健情報システムについては引き続き再リースを行う予定なんですけれども、これだけ切り離してシステム変更する理由といたしましては、介護報酬は3年に一回、診療報酬については2年に一回改定がありその度に改修を行う必要があり、区独自で立ち上げました保健情報システムについては、1件1件改修すると、今回、導入を考えている既存の訪問看護のパッケージソフトに比べて、開発経費が高額になるため変更するものです。

こちらに記録される情報項目は後ほど説明いたしますが、個人の範囲は訪問看護ステーションの利用者ということです。記録するコンピューターは訪問看護システムのサーバー機です。

新規開発・追加・変更の内容としては、基本的な内容は今までのシステム項目をそのまま使うというものでございます。ただし、こちらにありますように手数料の口座引き落としデータ 作成機能を、既存のパッケージについてはそういった機能を持っているものが多いので、それもあわせて追加をしていくということです。

個人情報保護対策ですが、既存のパッケージを購入するので、システム開発に当たっては訪問看護の情報を業者に出すということはありません。しかし、区で使っている帳票に合わせるというような多少の修正が必要ですが、その場合のテストにはダミーデータを使ってセットアップを行うということでございます。

新規開発・追加・変更の時期は21年4月でございます。

次のページをめくっていただきまして、記録項目でございます。記録項目につきましては、 左側にある現在の情報項目ということで、これは既にご承認していただいている内容ですが、 先ほど申し上げましたように既存のパッケージを使うということですので、これは区で細かく 設定した項目になっておりますので、これよりは情報項目については粗くなるというふうに考 えております。まだ、この審議会でご承認いただいた後、製品等にどういったパッケージを使 うかを選定いたしまして、その後、製品指定で入札を行いたいと考えておりますので、具体的 な情報項目はこちらの現在の情報項目が最大というふうに考えております。

ただ、いずれにしても訪問介護計画の作成や医師の指示による医療処置への対応とか、介護者の状況と保険請求の内容ということで、訪問看護に必表な情報でございますので、項目としては自由記述欄といったようなものも多くなるかとは思いますけれども、こういった項目が従前と同じように記録されるという内容でございます。

大変雑駁な説明でございますが、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【林委員】ちょっと私は区民のほうの立場として、訪問介護ではなくて訪問看護ですから意味 が違ってくると思うんですけれども、医師の指示のもとで看護師がというふうに書いてあるん ですけれども、医師の指示のもとで看護師が家庭を訪問する。そうすると情報公開制度のあれ から、先ほども質問させていただいたんですけれども、大きく分けたところの情報公開の義務 化になってくると思うんですね。

あくまでも任意ではなくて個人情報保護法でも介護法のあれでも、一応明確に法律でうたっているところですから、これは任意ではなくて義務化の話になってくるんですけれども、そこを具体的にということなんだけれども、医師の指示のもとで看護師が家庭を訪問してという意味がちょっと漠然として、どういう人が来るのか、要するにお医者さんがどういうふうに指示するのか、それと、これはあくまでも訪問看護ステーションということで健康推進課がやられているんですけれども、私は来られるご高齢の半分寝たきりのような例えば方とか、介護するあるいは看護する人がいないような場合のお年寄りにとっては非常に、今後、ますます下手をすると区のいろんな方がお見えになるのはありがたいんですけれども、先ほどの方は高齢者サービス課でもって月に何回か、こういう形でシルバー人材あるいはNPO法人の方がおいでになるということで来ますよね。

今度はもうちょっと専門の看護師の方が医師の指示のもとでとあれなんですけれども、お医者さんが大体こんなことを指示するのかどうかも、現状ではちょっと何となく理解しにくいんですけれども、まず、そこがよくわからないし、できれば一緒にできないのかなと。まず1点目は、3つ質問があるんですが、まず1点目は高齢者サービス課の言われていることと訪問看護ステーションのあれを何とか、来られるほうにしては一度で済むような、要するに非常に今ご高齢の方のあれにしてみると、ちょっといろんな方がおいでになるものだから、何か疲れちゃうということもあるんですよね。そういうことの、これは切実な区民のご高齢の人の声なんですけれども、そういうことが1つあります。

それで、ここでいうところの次が看護師というのは、恐らくケアマネジャーさんとか、有資格者の方が行くと思うんですけれども、これが民間の会社の私は全然わからないもので伺っているんですけれども、ほかの方はご存じかもわからないんだけれども、ケアマネジャーさんが要するに民間の株式会社何々サービスセンターというような銘を打っているような会社のケアマネジャーさんでも、こういうところには看護師がという中に入るのかどうか、それとも区指定の看護師さんが区指定のお医者様のもとでシステマチックに動くのかどうかということがまずわからない。それが2番目ですね。

それから、最後のここのところで、今度、新たに項目なんですけれども、追加する項目の中に金融機関名、口座名義人、支店名、口座番号。今はまさにいろいろ怖い問題が起こっているようなことをあえて現時点でする、これだけを新規に追加する理由というのが、ちょっと区民の高齢者の方々の意見を聞いて、私としては漠然とよくわからないので、それで、何かパッキ

ングとおっしゃいましたけれども、そのパッキングというのはもしかしたら既に審議会でもって、こういうふうに討議されたのかもわからないんですけれども、一応、これは個人情報保護法にしろ、それから、ほかの法律の2004年にできた法律にしても、パッキングした場合にはそのパッキングの内容については要するに事業者として扱うわけだから、明確に事業としての内容になってくるから、法の名のもとに内容を吟味しなくてはいけないことになっているので、やっぱり、この審議会に後日、かけるべきなんじゃないかなと。既にかけられたとしたら、私がちょっと舌足らずで申しわけないんだけれども、ちょっと私も新参者でわからないものですから、その辺がどうなのかなと、この3つです。

【健康推進課長】まず、1点目なんですけれども、書き方がちょっと不十分だったかもしれないので、大変申しわけありませんでした。医師の指示のもとと書いてありますけれども、基本的には介護保険についても医療保険の訪問看護についても、要するに利用者さんなり、ご家族の方が依頼をして訪問看護の契約をしていただくということが前提です。

【林委員】そういうことですね。それがある限り、これが何かでいきなり始まっちゃったから、 あれっと思って……。

【健康推進課長】医師の指示がなぜ必要かというと、例えば褥瘡の処置をするとか、人工呼吸器の調整をするとか、そういった具体的な医師の指示がないと医療的な処置ができないという医師法のつくりになっておりますので、その意味の医師の指示ということです。ですから、訪問看護を始めるに当たっては、医師の指示書というのを文書で出して、そのとおりに看護をしなさいという形で介護保険法やそれに基づく政省令の中で厳しく決められていますので、その意味での医師の指示ということをここで書かせていただいています。

【林委員】ちょっとすみません。先ほど、ですから私はサービス課の方の安否というふうに言われたときには、当然、それを想定していたものだから、シルバー人材センターの方とか、NPO法人の方なんかがそういうことを本当におできになるか、ただ、行って帰るだけじゃ副会長が言われたように本当の目的が達せられることにならないので、主目的はこちらだから、むしろ、こちらの事業とこちらの事業を一緒に、何でこういうふうに私ども区民から見ると訪問看護ステーションの健康推進課と、それから、こちらのほうの方とのあれが何でこんなに違うのかなという。

【健康推進課長】ただ、サービス課で実施している事業は訪問看護など、介護事業を利用されている方だけじゃなくて、お元気な方も含め一般的な方ということです。訪問看護は依頼を受け、なおかつ医療的な対応が非常に必要な方のところに行っているものです。

【林委員】そこで、やっぱり情報公開制度上の先ほど私が申し上げたこちらは義務化、あちらのほうは任意ですから、そうするとあれなんですね……。

【副会長】ちょっと我々によくわからない問題点が、訪問介護そのものの議論を今の林委員み たいな形で議論していけば、いろいろ問題があると思うんですけれども、審議の対象になって いるのは新たに追加する項目、この3つの金融機関の項目を入れるというだけのことなんでし ょう。

【健康推進課長】そうです。

【副会長】本当にごく単純にこれだけのこと。それがなぜ必要になったかをむしろ説明していただいたほうが、なぜ今までなかったのか、この3つ、4つですか、4つを追加しないといけなくなったことだけご説明いただければ、ほかのことは要らないんじゃないかと。恐縮ですが、もう一度、この4項目だけ追加する理由だけをごく簡単にご説明いただいて、それだけを審議させていただきたい。

【小菅委員】会長、今の追加で、対象者は何人ぐらいかということと、それから先ほども出ているように口座ですからね、犯罪、特に振り込め防止や何かで私どもは熱心に防止活動をやっていますから、そういうことのセーフティーはどういうふうに考えているのか、追加してちょっとお願いします。前のことは出ているわけだから用件だけでいきましょうよ。

【健康推進課長】失礼しました。

お支払いいただくときに口座から引き落としというような形をとっております。訪問看護の 自己負担金等をお支払いいただくときには、口座から引き落とすという形で、たまたま今まで システム改修等が必要だということで、機械には記録していなかったものを既存のパッケージ ソフトの中には、そういったものが入っているということで追加したいというようなことでご ざいます。

セキュリティーについては、当然操作いたしますのは区民健康センターの訪問看護師で公務 員でございますので、情報が漏れないような対応、守秘義務もございますので、そういった対 応をするという形でやっております。

平成19年度の利用者数なんですけれども、介護保険の対象者が125名、19年度ですので老人保健という方も9名、あと健康保険の医療保険の訪問看護を利用されている方は17人という数字でございます。すみませんでした。

【会 長】どうぞ。

【副会長】林委員がご質問になったのは、先ほど審議しました情報紙の訪問配布ということと、

今の訪問看護とは何か関係があるんでしょうか。私も全く関係のないことだと理解していたんですが。

【健康推進課長】関係はありません。

【会長】よろしいですか。

ほかにございましたらどうぞ。

【 久保雅延委員 】 リース期間終了ということでシステム自体を取りかえる、リース期間終了ということでシステムが変わるということですか。

【健康推進課長】そうです。

【久保雅延委員】データは変わるんですか、ホスト的なところ、サーバーといったらいいですか。

【健康推進課長】サーバーも含めて全部変えるということです。

【久保雅延委員】その破棄といいますか、その方法というのは、要は勝手に捨てられて、だれ かが持っていって、今、技術的にはデータをすくい上げることができるんですけれども、その 辺の管理とかは考えていますか。

【健康推進課長】先ほど申し上げましたように保険情報システムという健康部が使っておりますシステムの一部のサブシステムという形ですので、サーバー機というのは健康推進課のほうに全体のものがありまして、訪問看護の部分だけは使わなくするというような形ですので、廃棄というか……。

【久保雅延委員】消去。

【健康推進課長】ハードディスク自体はそのまま……。

【久保雅延委員】ハード自体は残しておいて、データを消去するということね。

【健康推進課長】ええ。

【久保雅延委員】わかりました。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】今のにちょっと関連するんですが、今度、今のではリース期間の終了だったけれども、今度はパッケージを購入だから、期間の終了というのは今後はないということの理解でよろしいですか。サブシステムに移行する……。

【健康推進課長】すみません、購入という言い方をしましたけれども、基本的にはリースにな ろうかと思います。

【有馬委員】結局、それも期間があるわけですか。

【健康推進課長】そうです。

【有馬委員】前回は平成16年からの期間ですけれども、やっぱり四、五年の単位ぐらいの期間なんですか。

【健康推進課長】5年リースの予定。

【有馬委員】5年ですか。

【健康推進課長】再リースとかということになれば、また経費が安くなるということはありますけれども。

【会 長】ほかにございますか。どうぞ。

【林委員】これはレンタルではなくてリースですね。リース会社はどこなんですか。

【健康推進課長】先ほど申し上げましたように、今回、諮問についてご承認いただければ、こういった項目、幾つか訪問看護のパッケージというのはありますので、製品を選定をいたしまして、それで入札をすることになりますので、まだ業者はわかりません。

【林委員】先般、要するにその業者ではないと思いますけれども、こういうことの移動でもって、だっと流れちゃったというのが、そのまま流れて悪用されちゃったということもありましたので、十分ご注意されたほうがいいと思うんですけれども、どこの業者に決まるのかなと思います。

【健康推進課長】まだ決まっておりません。

【会長】ほかにございますか。

それでは、本件につきましては承認ということでよろしいですか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会長】どうもありがとうございました。

それでは、資料45にまいります。新宿区健康診査・がん検診実施に係る健康診査票等への印字委託についてでございます。ご説明をよろしくお願いいたします。

【健康推進課長】それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

件名が新宿区健康診査・がん検診実施に係る健康診査票等への印字委託についてです。条例の根拠は14条1項で、個人情報を取り扱う業務の委託という中身でございます。

ページをおめくりください。事業の概要があります。

成人健康診査とがん検診など健診事業を健康推進課で行っておりますが、いわゆる成人健康 診査については40歳以上で新宿区に住所を有する者のうち、40歳から74歳については国民健康 保険の被保険者もしくは生活保護受給中の無保険者でございます。75歳以上についても後期高 齢者の医療制度の対象者ということで対象になっております。がん検診ですが、胃・大腸・子宮がんという形でこちらに書いてあります項目について、それぞれの対象年齢があります。先ほど40から74歳については医療保険に加入されている方は国保に限るということですが、これは加入保険は関係あります。

事業内容についてですけれども、区民に健診票を発送し、受診していただくという形になっておりますが、①に健診票の印字委託ということでございますけれども、今までは封入封緘作業のみを業務委託、これも個人情報ということで、封入封緘委託につきましてはこの審議会で過去にご審議いただいているわけですが、今回、これに加えましてあて名の出力作業、つまり印字を業務委託するものでございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

業務の名称については先ほどのとおりでございます。委託先につきましては本審議会での報告後、入札を行い、委託先を決定するというものでございます。委託に伴い、事業者に処理させる情報項目ですが、こちらに書いてあるとおりでございます。

どのような情報かということでございますが、受診番号、これは住民番号でございます。もともと郵送するということがございますので、郵便番号、住所、氏名、そして受診票を持って医療機関に行くので、生年月日や性別も記入しております。また、国民健康保険の場合は受診整理番号や国保記号番号、75歳以上の後期高齢者医療広域連合被保険者についても、同様に受診整理番号や被保険者番号ということでございます。

委託理由でございますけれども、今まで、先ほど封入封緘委託だけを行っていたということを申し上げましたけれども、平成20年度から健診制度が大幅に変わりまして、特定健診という形で医療保険者に健診が義務づけられました。それで、国民健康保険の被保険者については対象者全員に健診票をお送りし、受診率向上のために勧奨等を行っているところです。今年度まではお誕生日健診ということで、3か月ごとに誕生日の前に健診票を送ってまいりましたが、受診勧奨や積極的な受診率向上のために、来年度につきましては年度当初に一括してお送りするということを考えております。そのため、先ほどがん検診も含めた健診票の打ち出し件数が20万件以上に及んでしまうということがあって、内部で短期間で印字することができないため業者委託をするものです。

委託の内容としては、健診票及び上記項目の情報が格納されたCMTカセット、これは磁気 テープでございますが、それを受け渡して行うというものです。

委託の開始時期は4月1日からということです。情報保護対策なんですけれども、区共通の

特記事項をつけるということは当然でございますが、業務終了後の情報の返却ということも当然なんですけれども、契約書に添付して覚書というような形で相互に確認をしたものを交わしたいと考えております。具体的にはCMTカセットの受け渡し時期や受け渡しを行う者の氏名を届けさせるとか、いつ搬入するかとか、それを鍵のかかるところに入れて記録をするとか、そういった詳細なカセットの管理や使用者の範囲、保管場所についての覚書を交わすことで考えているところです。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見がございましたら……どうぞ。

【久保合介委員】説明を伺っていますと、一言で言うと、これまで情報政策課がやっていた出力作業については、件数が多くなったので委託せざるを得ないんだということなんですね。それだったら、20万件以上になっちゃったから委託せざるを得ない、どのぐらい増えたからというのがわからない、ただ20万件以上だけでは。従来は5万件だったんだけれども、10万も増えたというのなら審議する僕らは、なるほど、それじゃ情報政策課が委託して、情報政策課はもっとほかの仕事をしたほうがいいねと考えるよね。それがわからない。

【健康推進課長】すみません。先ほど申し上げましたように年4回やっていましたので……。

【久保合介委員】理由はいいんです。何件から何件増えたんですか。

【健康推進課長】1回当たり、5万件だったものが20万件ということです。今まで5万件を打ち出すのに10日ぐらいかかっていました。

【久保合介委員】 4分の1だったんでしょう。

【健康推進課長】はい、そうです。

【久保合介委員】そういうことです。3分の1か、4分の1。

【健康推進課長】4分の1です。

【久保合介委員】わかった。

【会 長】いかがですか。どうぞ。

【鍋島委員】本当にありがたいと思います。3カ月ごとだったものですから、まだ来ない、まだ来ないとか、最後の人は何で私たちだけが受けられないのとか、団体のほうはてんやわんや、いろいろ私は聞かれまして、こちらに伺って3カ月ごとになって、でも、もし受けたければ行けば出していただけたじゃないですか。それも言って差し上げたんですね。それで、団体のほうも結構いろいろ問い合わせがあって困ったので、本当にこれは皆様にご承認いただいて当初

にさっと出してほしいと思います。逆に応援団で。すみません。

【健康推進課長】ありがとうございます。

【会長】どうぞ、ほかにございますか。

では、本件につきましては……どうぞ。

【林委員】入札後に委託先を決定とあるんですけれども、当審議会では別にそれは審議の対象、 我々の免責になるんでしょうかね。後日、報告だけされるわけですか。

【健康推進課長】どういう事業者にするかというのは入札で決めて、それは区の責任において 行います。

【会 長】どうぞ。

【林委員】それと最後に、特記事項なんですけれども、特記事項が何かの抜粋で1枚入れていただいていますが、この5番に「ただし、個人情報を除いた情報について」とあるんですけれども、医療情報、医学情報に非常に重要な情報なんですけれども、どういう状況なのかなと。個人情報を除いた情報というのはどういう情報なんですかね。この特記事項の5番ですけれども、「乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し」とありますけれども、どういう方法でどういう情報を除いちゃった残りの情報って、どういうこの特記事項でいうあれが。

【健康推進課長】これは区が使っている一般的なもので、今回は名前とか住所とか記号番号で すので、個人情報を除いた情報はありません。

【林委員】個人情報はないんですか。

【健康推進課長】個人情報以外はありません。個人情報でなければ、提供した情報を区が承諾 すれば複写してもいいという一般原則が書いてあります。

【林委員】副会長の前でこんなことを言うのも口幅ったいんですけれども、この情報の複製も 複写もかなり厳しくなってくるのでまた考えが変わるでしょうか、今のところはそういうこと ですか。

【健康推進課長】個人情報は複写してはいけない。ただし、それ以外のものについては、版権 というものでもありませんけれども、区が提供した情報についてみだりに複写して、それを利 用するということはおかしい。ただ、承諾があればできるというのは一般的なことかと。

【林委員】そういうことをここで言っているわけですか。

【健康推進課長】そうです。

【林委員】わかりました。すみません、ありがとうございました。

【会長】ほかにございますか。

それでは、本件につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会長】どうもありがとうございました。

【健康推進課長】どうもありがとうございました。

【会 長】次の資料46にまいります。歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布 業務委託及び歯科相談及びフッ化物塗布票封入封緘業務委託につきましてでございます。それ では、どうぞご説明ください。

【歯科保健担当副参事】歯科保健担当副参事の白井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、件名ですが、歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布業務委託について と、歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布票封入封緘業務委託についてという ことでございます。条例の根拠ですが、第14条第1項、個人情報の提供を伴う委託ということ で、重要な個人情報の提供等を伴う委託と、もう一つは第14条第1項、個人情報の提供を伴う委託その他の委託ということになります。

1枚おめくりください。

本事業の事業概要でございますが、歯から始める子育て支援事業ということで、第一次実行計画に位置づけられた事業でございます。

目的ですが、子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支える環境を整備することにより、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう支援する。また、低年齢の時期からかかりつけ歯科医を持って、歯の健康づくりに取り組むための習慣づくりを支援するという事業の中の一環としまして、2歳から5歳の区民を対象に、歯科相談及びフッ化物塗布事業を行っていく予定でございます。

事業内容、流れでございますが、まず、区より対象者に歯科相談及びフッ化物塗布票を作成し、発送をさせていただきます。次に、対象者は歯科相談及びフッ化物塗布票を協力医療機関に持参し、受診していただきます。また、3番目ですが、区より医療機関に対し、委託料を支出するということです。

上記①について、住所、氏名等の出力を情報政策課で行い、出力済みの歯科相談及びフッ化物塗布票の封入封緘作業を業務委託で実施いたします。また、②について歯科相談及びフッ化物塗布事業は区内歯科医師会会員の協力歯科医療機関に業務委託で実施していきます。

次のページをごらんください。

まず、件名、歯から始める子育で支援 歯科相談及びフッ化物塗布業務委託についてという ことでございますが、委託先は東京都歯科医師会牛込支部、東京都歯科医師会四谷支部及び新 宿区歯科医師会会員の協力医療機関ということになります。

保有している情報は、区の情報につきましては本事業でありますフッ化物塗布の情報以外の もの、歯科相談等々がございますけれども、このうちの右側にございます住民番号、住所、氏 名、性別、生年月日、世帯主名、現在歯の状況等口腔内所見と問診ということになります。

委託の理由ですが、歯科相談及びフッ化物塗布事業につきましては高度な専門知識を要する業務であること、また、本事業が低年齢の時期からかかりつけ歯科医を持って、歯の健康づくりに取り組むための習慣づくりを支援するということを目的の一つとして挙げていることから、区内歯科医師会の協力医療機関への業務委託が事業の性質上、最もすぐれていると判断しております。

委託内容ですが、区作成の歯科相談及びフッ化物塗布票を持参した区民に対し、歯科相談及びフッ化物塗布を行う。その後、本人及び区へ事業結果を報告していただくことになります。 委託の開始時期は平成21年5月1日からを予定しております。

委託に当たり区が行う情報保護対策ですが、契約に当たりまして別紙の特記事項を付します。 また、受託事業者としての情報保護対策ですが、個人情報保護法、医療・介護関係者事業者に おける個人情報の取り扱いのためのガイドラインを遵守する義務が医療機関にあるということ でございます。

次ページをおめくりください。

歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布票封入封緘業務委託についてでございます。

委託先ですが、委託先につきましては本会で承認された後、平成21年4月以降に決定をさせていただく予定でございます。

委託に伴い、事業者に処理させる情報項目ということになりますが、2歳から5歳を対象としておりますので、この区民の方々の住民番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名を書いた歯科相談及びフッ化物途布票が委託業者のほうに渡されることになります。

委託理由でございますが、約7,000件を迅速に封入封緘するため、委託により実施をさせて いただきたいと考えております。

委託の内容ですが、住所、氏名等を出力した歯科相談及びフッ化物塗布票を提供しまして、 お知らせなどと一緒に窓あき封筒に封入封緘し、郵便局へ持ち込んでいただきます。 委託の開始時期及び期限は、平成21年4月1日から以降継続になります。

委託に当たり区が行う情報保護対策ですが、契約に当たりまして別紙特記事項を付します。 また、業務終了後は提供した情報をすべて返却をしていただきます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】委託の理由の中にある協力医療機関というのは、特定名はここで言えるものなんですか。

【会 長】どうぞ。

【歯科保健担当副参事】現在、この事業の一環としまして、デンタルサポーターということで募っているところでございます。事業の中身にかかわってしまうんですけれども、新宿区の子育て状況等について研修していただき、主旨を理解をしていただいた上で、子育て支援をしていくというスタンスに立って、この事業に協力していただけるところということで協力を要請しております。3月に最終的に協力医療機関の登録をしていただく予定でございます。

【久保合介委員】それで、一番資料の右上に委託先というのがあるんですが、歯科医師会の牛込支部、四谷支部、それから今度は新宿区歯科医師会、この3つに会員がかかって協力医療機関と呼ぶんだよね。そうすると、それぞれこの3組織の会員のそれぞれの協力医療機関と読めるわけで、そうなったら大量の協力医療機関というふうに読んじゃうわけ、大変な数だなと思っちゃうわけ、100とか200とか、そんなに多くのところに委託しちゃって大丈夫なのっていう不安があるんだけれども。

【会 長】どうぞ。

【歯科保健担当副参事】区の事業目的にもございますように、ただ、健診をするとか、フッ化物を塗布していただくということではなくて、子育て支援ということを理解していただいている医療機関にというふうなことをねらっておりますので、第1回目の研修会を開催いたしまして、今のところ、委員がおっしゃるように150医療機関が登録をしております。もう一回事業説明をいたしまして、さらに事業の内容を理解していただいたところということで、再度、最終的な登録医療機関をつくります。また、来年度から3年間にわたっては計画事業ということで実施させていただく予定ですが、毎年、研修会等を行いまして、その研修会には必ず出席し

ていただくこと、それから意思を確認することということで行っていく予定でございます。

【久保合介委員】いまいちわからないんだけれども、要するに新宿区の牛込や四谷や何かの歯 科医師の組織にお願いをして、この組織が主催をしてサポーターを募って、募ったサポーター でこれはという区が大丈夫だと思う人にやってもらうと、こういうふうに考えればいいの。区 があれするんじゃなくて歯科医師会が募集した人たちに新宿区は委託すると。

【会 長】どうぞ。

【歯科保健担当副参事】会を通じて区のほうから研修会のご案内をさせていただいておりますが、研修会は区が直接実施いたします。その研修会に参加していただいた先生の中で、主旨を理解していただいた先生ということになりますので、基本的には区が募集し、協力していただける医療機関を委託医療機関というふうに考えております。

【久保合介委員】ごめんなさい、1つのことで。最初にデンタルサポーターとして今までの素人の人が、お医者さん、歯科医師はプロだよ。その歯科医師の協力医療機関としてデンタルサポーターが生まれるんでしょう。そうじゃないの。

【歯科保健担当副参事】歯から始める子育て支援事業のご説明になってしまって恐縮なんですけれども、また、ちょっとわかりにくいんですが、デンタルサポーターとして、2種類のサポーターを考えております。1つが歯科医師、歯科衛生士というライセンスを持ったデンタルサポーターでございます。その方たちは歯科のことはよくわかっていて、その上で子育て支援の意思を持ち、また、子育て支援の勉強をしていただいた方々がデンタルサポーターになっていただく。もう1種類でございますが、保育園とか幼稚園とか、いわゆる子育ての専門職の方々に対しましては、歯科の情報を研修会等で提供させていただきまして、身近なところで保護者の方の歯科から見た子育て支援ということに当たっていただくということで、デンタルサポーターとしてお願いをしていきたいということで考えております。

【久保合介委員】そうすると、一定の資格を持ったデンタルサポーター、それから保育園や何かでやってくれる人たちに勉強してもらってデンタルサポーターとなる、この合計の数の人たちに委託をするということでいいの。

【歯科保健担当副参事】今回、報告している部分につきましては、医療機関のデンタルサポーターということでございますので、現在、第1次の登録は約150医療機関というふうになっております。

【副会長】この7,000件の2歳から5歳ですか。この情報が提供されるのは医療機関もそうですから、発送業務をするところに何とか票を、受診票みたいなものですよね、それを配布する

のにそのデータが必要だというのはわかるんですけれども、お医者さんの150カ所ですか、それに全データを送るつもりですか。それが何かよくわからないですね、議論がちょっと。

【歯科保健担当副参事】すみません、言葉が足りなくて大変申しわけございませんでした。通常の健診の事業と同じでございまして、この歯科相談・フッ素塗布票を持っていって訪れた医療機関に情報が提供されることになります。また、医療行為の記録として医療法のもとでもカルテの保存義務というものがございますので、その医療機関に受診者の情報が残されるというようなことでございます。

【副会長】データは行かないんですよね、医療機関、150には。

【歯科保健担当副参事】そうです。

【副会長】それを言ってくれれば、そんな神経質にならんでもよかった。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】今回のここにかかったのは、情報の保護の対象は取り扱い責任者及び取り扱う者を指定して、そうすると封入を委託するところにこの情報を提供するのをここで審議してくださいということですか。それから、もう一つはそれを今度は持って医療機関に行きますよね。 医療機関に行ったときに個人情報を見せるのは、保護者がついていくわけだから、ご自分で見せるわけだから区の責任ではないですよね。だから、その2つなのか、1つなのか。ここは個人情報だけの問題ですからわからないです。

【歯科保健担当副参事】2つでございます。1つは封入封緘業者に対しましては7,000件の情報が一たん提供されることになります。もう1点は保護者の方がお子さんを連れていった医療機関に対しましては、通常、医療機関でとる情報、問診等以外にも住民番号とか、そういったものが一部残っていくということになりますので2つになります。

【会長】よろしいですか。

では、本件につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会 長】どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

それでは、次に資料47にまいります。お疲れでしょうけれども、もう少しですから、どうぞ 頑張ってください。

資料47、「患者の声相談窓口」事業の派遣労働者の受入れについてでございます。ご説明を お願いいたします。

【保健予防課長】健康部保健予防課長の福内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料47をごらんください。

件名は、「患者の声相談窓口」事業の派遣労働者の受入れでございます。条例の根拠は第14 条第1項、派遣労働者の受入れでございます。

事業の概要でございますが、次のページをおめくりください。こちらは医療に関する相談・ 苦情を区民の方から受けることによりまして、医療の安全と質の高い医療サービスの提供を推 進することを目的に実施をするものでございます。

事業の対象、つまり苦情や相談をされる方は、区民及び患者やその家族等でございます。

事業内容ですが、医療法が平成19年4月1日に改正されまして、地域において医療の安全と質の高い医療サービスの提供を推進するということがうたわれております。これに伴いまして、新宿区民の医療に関する相談・苦情に対応して、また医療安全の確保に関して必要な情報の収集・提供を行う新宿区「患者の声相談窓口」を設置するものでございます。

主な業務内容ですが、区民等からの病気・治療に関する相談、また医療機関等に関する苦情等への対応。対応は原則として電話によるものとしております。また区内医療機関や関係機関等の案内、医療機関等への情報提供や助言、相談記録の作成及び保管・管理、相談事例の収集、分析及び資料作成、相談窓口に必要な情報の収集、関係する機関・団体との連絡調整、医療安全に関する医療機関等への研修等でございます。

相談の受け付けは、専任相談員、これは看護師をあてることを考えておりますが、電話により対応いたします。なお、厚生労働省医政局の通知に、相談員は医療法上の必要な知識、経験を有し、かつ臨床経験を有する医師、看護師等の専任相談員を配置することが望ましいということにされておりますので、今回、労働者派遣により一定条件の看護師を確保し、選任の相談員とするものでございます。

次をおめくりください。

別紙がついてございます。重複するところもございますので、そこは割愛させていただいますが、派遣労働者に行わせる事務の内容は、今、ご説明をいたしました大きく医療に関する相談や苦情への対応、(2)医療に関する必要な情報の区民や医療機関等への提供、(3)医療機関の管理者及び従事者に対する医療安全に関する研修補助ということでございます。

派遣労働者に取り扱わせることになる個人情報の範囲でございますが、相談の中で医療に関するものを受け付けます。ただし、ご本人が特におっしゃらないことを無理に聞き取るというものではございません。ただ、ご本人のお話の中で、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、年齢、健康状況、病名病歴、そのほかの情報をおっしゃった場合には、記録として残すもので

ございます。

なお、派遣事業者の名称でございますが、こちらは2月上旬の入札で派遣事業者を決定する ものでございます。派遣労働者を受け入れる理由は、先ほどお話ししたとおりで、予定として は2名、21年3月2日からというふうに考えてございます。労働者の受け入れに当たりまして 区が行う情報保護対策としましては、あらかじめ個人情報保護に関する制約書を提出させるこ と、また、業務開始前に個人情報保護条例の研修を行うことを考えてございます。

なお、執務でございますが、保健所の事務室内で職員と机を並べて相談に当たっていただく ということを考えてございます。

説明は以上です。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見をよろしくお願いいたします。どうぞ。

【副会長】今の最後の部分ですが、個人情報保護に関する制約書というのは派遣会社からもら うんですか、それとも実際に派遣されてくる労働者各人からもらうという意味でしょうか、ど ういう意味でしょうか。

【保健予防課長】派遣会社とは契約を結び、かつ仕様書の中で個人情報について明記をしてございますので、制約書については個人からもらうということを考えてございます。

【小菅委員】この事業について、新規の事業なのか、新宿区独自の事業なのかということと、 それから他の区市で類似しているような事業が行われているのか否か、もう1点は一番最後の 事前に個人情報保護条例の研修を行うという研修ですが、研修の時期とか内容とか、どういう 人が携わるのか、わかる範囲内で結構ですからちょっと教えてください。

【会 長】どうぞ。

【保健予防課長】この事業は新宿区で今年度、新規に始めるものでございます。類似事業といたしましては、東京都が患者の声相談窓口ということで、ちょっと時期が平成12年ごろだと思いますが、から開始をされているもので、医療法が改正になったことで各区や保健所が取り組みを始めたところです。23区では現在のところ、5区がこれらの窓口を設置している状況です。

また、事前の研修でございますが、3月2日から労働者を派遣していただき、窓口設置を3月10日というふうに考えてございますので、この間に私どもの事業担当者及び私もしくは係長が保護条例の内容についてご説明をし、何について守っていただくべきことなのかというような内容を説明しようというふうに考えてございます。

【会 長】どうぞ。

【小菅委員】1点、すみません。5つの事例、先進的な区市があるようですが、個人情報に対する事故なんかはあったかどうか、わかる範囲内でお願いします。

【保健予防課長】5つの区から事故があったというようなことは聞いてございません。

【会長】どうぞ。

【有馬委員】最後の点ですが、先ほどの説明で保健所で隣り合わせでこの作業をやるということ、収集をやるというんですが、情報の管理はどういうふうにされるんですか。

【保健予防課長】情報の管理につきましては記録票を当日記載をし、担当の職員に渡して帰っていただくというようなことで考えております。

【有馬委員】ということは、区のほうで管理をするということですね。

【保健予防課長】はい、そうです。

【有馬委員】派遣労働者が情報を云々ということではないということですね。

【保健予防課長】そういうことはありません。

【会 長】あざみ委員、どうぞ。

【あざみ委員】看護師を相談員にするということはわかったんですけれども、その看護師を派遣会社から派遣してもらう理由ということがちょっとよくわからないんですね。非常勤職員であっても区が直接雇用ということが看護師であっても、弁護士であっても、いろいろケースが専門的な職にはありますけれども、今回、派遣会社から派遣という方法を選んだ理由というのはどういうことでしょうか。

【保健予防課長】派遣を選んだ理由といたしましては、質の高い相談をするために、臨床経験と医療知識を持った看護師を安定的に雇用したいというのがございました。その点から非常勤で必ずしも確保ができるのか、また、例えば当日、急にお休みになったときの確保をどうするのか等を検討いたしまして、労働者派遣が適するという判断をしたものでございます。

【あざみ委員】そうすると、受け入れるのは2人ですけれども、突然のお休みとか、そういう ことがあった場合は、とにかく2人分の人数を派遣会社に用意してもらうと、用意というとち ょっと言葉があれですけれども、そういう意味ですね。

【保健予防課長】契約の内容としては4名確保していただき、2人派遣をしていただくという ことで契約を進めるという予定でございます。

【会長】どうぞ。

【あざみ委員】今、新宿区、でも、課長に聞くのもあれですが、こういった形でこういう職員 の方を派遣であてているというのはほかにございますか、わかりますか、わかれば。保育園の 関係が一部あるというふうには聞いていますけれども、それぐらいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。全部は把握しておりませんけれども、そのほかに建築指導課のほうで構造関係の確認の事務の関係で一部、派遣労働者の方がいるという話は聞いたことがあります。

【あざみ委員】わかりました。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】東京都でも12年に医療制度が改正のときに何という議員さんだったかしらが、こういう改正をするんだったら、相談窓口を設けねばならぬといったことで、全国で県や東京都で窓口を開いたんですよ。それで、ここでできると、そこに相談に来た人がこちらに回されるというようなことも出るんじゃないかと思ったものですから、そういう場合には東京都からいろんな情報はこちらに来る場合もあると思いまして、そうするとやっぱり個人情報の問題にもなるかなと思ったものですから、その点を伺いたいと思う。

【保健予防課長】実際に東京都にご相談があった場合、新宿区の医療機関なので新宿区のほうにご相談くださいというふうにご説明されるかどうかは、ケース・バイ・ケースだというふうに思っております。ただ、東京都から私どもの窓口に情報が流されるというよりは、相談をされている区民の方にそのような情報提供がされるというふうに考えておりますので、行政間での個人情報のやりとりは考えてございません。

【会 長】ほかにございますか。どうぞ。

【久保合介委員】先ほどのあざみ委員が質問した問題と全く同じなんですけれども、聞きたかったのは、伺ったからよくわかったんだけれども、その問題を敷衍した形でどうしても聞きたいなと思うのは、この2人を派遣してくれる4名と契約した派遣会社は、特定したら問題があるだろうからいいけれども、例えばどういう名前の派遣会社ですか。

【保健予防課長】実際には、今、契約のほうの関連の部署で当たってくれておりまして、例えばですが、株式会社シグマスタッフさんとか、よく広告等が出ているテンブロス株式会社さんとか、ヒューマンリソシア株式会社さんとか、区内、区外を合わせて看護師等を派遣されている事業所、会社は複数あると、この委託契約を行うのにあるというふうにきいております。

【久保合介委員】わかりました。結構です。

【会長】ほかにございますか。

それでは、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会長】ありがとうございました。

資料48にまります。

【区政情報課長】会長、事務局です。ちょっとお願いがあります。

実は、資料37の労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託についてについて、これは再度の審議になるんですけれども、申しわけありませんが、先にご審議ということでお願いしたいんですけれども。

【会 長】そうですか。資料37ですね。わかりました。

資料37からまいります。資料37、労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集 及び業務委託についてでございます。どうぞご説明ください。どうぞ。

【行政管理課長】行政管理課長でございます。

それでは、お手元の資料37で労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び 業務委託について、ご説明させていただきます。

前回、ちょっと説明が不十分でなかなかご理解いただけなかった部分がございまして、採用 時あるいは給料計算、それぞれの各段階でどういう個人情報の項目を扱うかということを別紙 でお示ししたところですけれども、書式をご用意できなかったものですから、なかなか十分な 説明ができなかったものです。今回は実際に確認する書類のひな形をご用意させていただいて ございます。

それでは、改めて説明をさせていただきます。

まず、2ページ目をお開きいただきたいんですけれども、事業名については労働環境モニタ リングでございます。担当課は総合政策部行政管理課でございます。

目的。指定管理者や業務委託において、実際に公共サービスを提供する従事者一人一人が能力を最大限に引き出し、サービスの向上に資するために適正な勤務条件の確保、安全安心な職場環境の維持・確保が不可欠である。区と事業者がこの点について共通認識に立ち、事業者が適正な労働環境を確保するために、事業者の協力を得て労働環境のモニタリングを実施するものでございます。

対象につきましては、指定管理者または受託事業者に雇用されている方になります。 事業内容でございます。

1の概要、指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境のもとに行われているかを調査し、必要に応じて事業者に改善を促すものでございます。

調査の場所は各事業所において調整いたします。

3、調査方法。調査の客観性を確保するために、調査に当たっては社会保険労務士または弁護士、以下、専門家と呼ばせていただきますが、に委託して調査をするものでございます。具体的な調査方法としましては、(1)から(7)に記載させていただいておりますが、まず、事業所に備えてあるべき就業規則、賃金規定、賃金控除に関する協定書、時間外労働に関する協定書等により、その事業所における基本的な勤務条件を確認いたします。その上で……。

[「全部読む説明をやるの」と呼ぶ者あり]

【行政管理課長】では、前回と変わった部分をご説明させていただきます。

それでは、6ページ目をお開きいただきたいんですけれども、6ページ目に実際に確認をさせていただく書類を一覧で出させていただいております。このうち労働者名簿のところに括弧で別添01の書式参照というような形で、7ページ目から実際に確認をさせていただく労働者名簿等の標準的な様式のものをご用意させていただいております。

7ページ目にございます労働者名簿でございますが、網をかけている部分が法の施行規則に 定める記載項目ということで、必要最小限の項目がこの部分ということになります。ただ、実際には雇い入れの経過等が入っているケースが一般的だということですので、そのような形の 書式をお示しさせていただいております。

8ページ目、これは賃金台帳という形でお一人ずつ台帳が整備されていなければなりませんで、そこにその月の賃金の計算期間になる労働日数、労働時間、あと休日労働や深夜労働等のいわゆる時間外の時間数、それと基本賃金や諸手当、どういう手当を支給しているか、そこから社会保険料等、どういうものを控除して、実際に幾ら支給しているのかというものを立てた一月分という形で、お一人ずつ整備をしなければいけない書類になってございます。

続きまして、9ページ目のところが労働条件通知書ということで、個々の労働者にどういう 勤務条件で、どういう賃金で、あと退職の事由等、基本的な個々の労働者に係る労働条件につ いては文書で示すことになっておりますので、これの一般労働者用とされているものをご用意 させていただきました。

11ページ目が今度は健康保険と厚生年金保険への資格取得届ということで、新規採用等をした方については、このような項目についてそれぞれ事業者が記入して、社会保険事務所等に出すということになってございます。

次のページの12ページ目は、健康保険被扶養者(異動)届ということで、労働者の方に被扶養者がいる場合につきましては、被扶養者の方の健康保険あるいは黒く網のかかっている部分

は、これが3枚複写になっておりまして、3枚目が国民健康保険3号被保険者の資格の届け出 書になってございますので、それに必要な部分がこの網のかかった部分という項目で、これを 記入して出すということになってございます。

そして、13ページ目ですけれども、これは健康保険と厚生年金保険の保険料の額を決定する もとになる報酬月額の算定基礎届ということで、4月、5月、6月分、通常は3カ月分の賃金 の支払いを報告して、それの平均をもとにして7月以降の保険料を社会保険庁のほうで決定し ていくという、そのもとの資料になるものでございます。

14ページ目は、雇用保険の資格取得届ということになりまして、ここのところで上のほうのところに、④被保険者氏名、フリガナとございます。この部分から下のところが個々の労働者の方の個人情報ということになります。

続きまして、別添の15ページ目が就労資格証明書ということで、外国人労働者の方につきましては、在留資格によって勤務できる期間と仕事の内容が決まっております。これらについては雇用主は労働者名簿等、その内容を確認して記載するということになっておりますので、外国人労働者がいる場合は、この内容を確認するということでございます。

今回、ご用意させていただきました書類につきましては以上の形でございます。よろしくご 審議をお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

本件は諮問事項と報告事項の2つが重なっているんですね。

【行政管理課長】はい。

【会 長】諮問事項のほうは、個人情報の本人外収集ということ、それから承認のところは 業務委託についてでございます。一応、分けてご意見をいただきたいと思いますけれども、い かがでしょうか。

それでは、よろしいですか。諮問事項のところは承認、それから報告事項のところは了承ということでよろしいですか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会長】では、どうもありがとうございました。

【行政管理課長】どうもありがとうございました。

【会 長】それでは、もうあと一つでございますか。2つですね。

【区政情報課長】では、すみません、48のほうにお戻りいただいてお願いいたします。

【会 長】資料48にまいります。まだ、10分少々ありますのでよろしく。

資料48、議会だより発行事業における個別ポスティング業務委託についてでございます。ど うぞご説明ください。

【議会事務局次長】では、議会だよりの発行事業における個別ポスティングの業務委託についてのご報告でございます。これにつきましては既に第5回の個人情報保護審議会で、個人情報の目的外使用ということで既に諮問し、承認をいただいておりまして、事業内容は全く同じものでございます。個人情報の目的外使用を私どもがした上で、今度、契約によりまして業務委託をするということでございまして、事業の概要については前回と同じですので、ちょっとお読みいただければということで省略させていただきます。

次の議会だより発行事業における個別ポスティング業務委託の内容ですが、ここの内容も同じでございますが、ただ、この外部委託におきまして一番下から2つ目の欄でございますが、委託に当たり区が行う情報保護対策ということで、契約に当たり、別紙特記事項を付すということで、特記事項の写しをつけてございます。こちらは基本的に、全庁的に外部委託する際の契約書につける特記事項でございまして、業者との間にこの特記事項に基づいて誠実に業務を行うというような契約を取り交わすという形でございます。今までこういったことで特に特段、個人情報が漏れたりとか、そういったことは今まで聞いてございませんので、この方法で同じようにやりたいということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会長】ありがとうございました。

いよいよおおとりでございます。資料49でございます。新宿区個人情報保護条例の一部改正 についてでございます。どうぞご説明をお願いいたします。どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

新宿区個人情報保護条例の一部改正についてお諮りいたします。

1ページおめくりください。

改正理由でございます。新宿区個人情報保護条例につきましては、前々回の平成20年度の第

4回の審議会におきまして、統計法の改正に伴う新宿区個人情報保護条例の適用除外を定める 条項の一部改正について、既にご承認を得ております。その後、東京都が東京都の統計調査条 例におきまして、改正後の統計法の適用を受けない東京都独自の統計調査について定め、同条 例において守秘義務、漏えいした場合の罰則等の個人情報の保護について、別個の仕組みとい うのを定めております。

現在、統計法に基づく統計調査に係る個人情報について、その保護は統計法で図られているところですので、新宿区個人情報保護条例の適用除外としているわけです。それに加えまして、東京都統計調査条例に基づく東京都独自の統計調査に係る個人情報につきましても、同条例においてその保護が図られるため、統計法に基づく統計調査に係る個人情報と同様の取り扱いとすると。そのため、新宿区個人情報保護条例の適用除外としていきたいと考えております。

改正内容につきましては、適用除外とする統計調査に東京都統計調査条例に基づく統計調査 を加えたいと考えております。これにつきましては別紙新旧対照表のとおりとなっております。 施行日は平成21年4月1日です。

新旧対照表は3ページに出ておりますので、ごらんいただけますでしょうか。

改正案の左側のほうの下のほう、下線の部分、(3)という部分が今回の改正です。

「(3) 東京都統計調査条例(昭和32年東京都条例第15号)第2条第2項に規定する都統計調査に係る調査票情報(同条例第9条に規定する調査票情報をいう。)に含まれる個人情報(前号に該当するものを除く。)」という、この(3)を今回、新宿区の個人情報保護条例につけ加えさせていただきたいというものでございます。

審議のほどをよろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見をよろしくお願いいたします。

それでは、本件につきましては承認ということでよろしいですか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

【会長】では、どうもありがとうございました。

【区政情報課長】どうもありがとうございます。

【会 長】では、何か最後に事務局のほうからございますか。

【区政情報課長】本日は審議にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

次回の審議会につきましては、1月30日金曜日の午後2時からを予定しております。場所に つきましては本日と同じ第2委員会室でございます。よろしくお願いいたします。 本日はどうもありがとうございました。

【会 長】どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後 3時45分閉会